



2022 年 3 月 11 日

各 位

上 場 会 社 名 株式会社シーイーシー
代 表 者 名 代表取締役社長 大石 仁史
(コード番号 9692)
問 合 せ 先 責任者 管理本部長 藤原 学
(TEL. 03-5789-2441)

監査等委員会設置会社への移行、代表取締役の異動および役員人事、定款の一部変更ならびに指名・報酬委員会の設置に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、監査等委員会設置会社へ移行する方針を決議するとともに、第 54 回定時株主総会において本件にもなう定款の一部変更について付議することを決定いたしました。

また、代表取締役の異動および 2022 年 4 月 22 日開催予定の第 54 回定時株主総会に付議する取締役候補者の決定、ならびに取締役会の任意の諮問機関として指名委員会および報酬委員会を設置する方針を決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の理由

取締役会の監督機能強化と業務執行の意思決定の迅速化をすることで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的とするものです。

(2) 移行の時期

2022 年 4 月 22 日開催予定の当社第 54 回定時株主総会において、必要な定款変更議案についてご承認いただいた後、監査等委員会設置会社へ移行する予定です。

2. 代表取締役の異動および役員人事

(1) 代表取締役異動の理由

当社の代表権を有する取締役は、現行 2 名体制で経営を執行してまいりましたが、監査等委員会設置会社へ移行することに当たり経営体制を見直し、代表者 1 名とすることで、より一層の意思決定と業務執行の迅速化を図るためであります。

(2) 退任予定の代表取締役

代表取締役会長 岩崎 宏達 (退任日 : 2022 年 4 月 22 日)

(3) 役員人事

監査等委員会移行後の役員人事につきましては、別紙1のとおりであります。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員である取締役に関する規定の新設並びに監査役および監査役会に関する規定の削除等所要の変更を行うものであります。
- ② 社外取締役のほか、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約の締結を可能とすることにより、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第30条の変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- ③ 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることから、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ア. 定款変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - イ. 定款変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ウ. 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供に関する規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - エ. 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 定款の一部変更について

変更の内容は、別紙2のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年4月22日

定款変更の効力発生日 2022年4月22日

4. 指名委員会および報酬委員会の設置

(1) 指名委員会および報酬委員会の設置の目的

取締役会による役員人事および役員報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、取締役会の任意の諮問機関として、独立社外取締役を主要な構成員とする両委員会を設置する予定です。

(2) 指名委員会および報酬委員会の役割

指名委員会・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、取締役等の指名・報酬に関する重要事項について審議し、その結果を取締役に答申いたします。

(3) 指名委員会および報酬委員会の構成員

両委員会の独立性確保の観点から、委員の過半数を独立社外取締役で構成し、両委員会の委員長は独立社外取締役である委員の中から選定することとします。

(4) 指名委員会および報酬委員会の設置予定日

2022年4月22日

以上

(別紙1)

1. 監査等委員でない取締役候補

(2022年4月22日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議)

氏名	現	新
おおいし ひとし 大石 仁史	代表取締役社長	同左
たていし ひろし 立石 博	常務取締役	同左
かわの としろう 河野 十四郎	常務取締役	同左
たまの まさと 玉野 正人	取締役	同左
きじわら まなぶ 藤原 学	取締役	同左
ひめの たかし 姫野 貴	取締役	同左
なかやま しん 中山 真	社外取締役	同左
おおつか まさひこ 大塚 政彦	社外取締役	同左

2. 監査等委員である取締役候補

(2022年4月22日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議)

氏名	現	新
よしだ ひろし 吉田 浩	(新任)	取締役(監査等委員)
なかたに えいいちろう 仲谷 栄一郎	社外監査役	社外取締役(監査等委員)
たにくち かつり 谷口 勝則	社外監査役	社外取締役(監査等委員)

3. 退任予定役員

(2022年4月22日開催予定の当社第54回定時株主総会終了時)

氏名	現	新
いわさき ひろきよ 岩崎 宏達	代表取締役会長	—
おだ やすひろ 小田 恭裕	監査役	—

(別紙2)

(下線部分は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役の外、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (条文省略)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第12条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第10条 (現行通り)</p> <p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等は、法令またはこの定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p> <p>第12条 (現行通り)</p>
<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに</u></p>	<p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第13条～第14条 (現行通り)</p> <p>(削除)</p>

(別紙 2)

<p><u>従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき株主総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>第 17 条 ~第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の<u>取締役は 20 名以内とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、株主総会の決議に</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法律省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第 16 条 株主総会の決議は、法令または<u>この定款</u>に別段の定めある場合の外、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>2. 会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき株主総会の決議は、<u>この定款</u>に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>第 17 条~第 18 条 (現行通り)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の<u>監査等委員でない取締役は 15 名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 当社の取締役は、<u>監査等委員である</u></p>
--	--

(別紙 2)

<p>よって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議をもって、<u>役付取締役の中から代表取締役若干名</u>を選定するものとする。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>取締役中より、取締役社長1名を選定する外、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役及び取締役相談役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役<u>及び各監査役</u>に対して発す</p>	<p><u>取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 当会社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第 21 条 <u>監査等委員でない取締役</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から代表取締役</u>を選定するものとする。</p> <p>2. 取締役会は、その決議をもって、<u>監査等委員でない取締役の中から、取締役社長1名を選定する外、取締役会長、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名</u>を選定することができる。</p> <p>第 23 条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集手続き)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。</p>
---	---

(別紙 2)

<p>るものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社の取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>(<u>社外取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第 25 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わる</u>ことのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 26 条 当社の<u>取締役会の決議事項</u>について、<u>議決に加わる</u>ことのできる取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の<u>意思表示</u>をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第 27 条 (現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>第 29 条 (現行通り)</p> <p>(<u>取締役</u>の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>重要な業務執行の決定の委任</u>)</p> <p>第 31 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の定めるところに従い、<u>取締役会の決議</u>によ</p>
--	---

(別紙2)

<p><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第31条 当社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p><u>第32条 当社の監査役の選任については、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(補欠監査役の選任)</u></p> <p><u>第33条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者を予め選任することができる。</u></p> <p><u>2. 補欠監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p><u>3. 第1項の定めによる予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p><u>3. 前条第1項に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時ま</u></p>	<p><u>って、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
--	--

(別紙2)

<p><u>でとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	
<p><u>第 35 条 監査役会は、その決議により常勤監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集手続き)</u></p>	
<p><u>第 36 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の決議)</u></p>	
<p><u>第 37 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規則)</u></p>	
<p><u>第 38 条 監査役会に関する事項については、法令及びこの定款に定めのある場合の外、監査役会の定める「監査役会規則」による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p>	
<p><u>第 39 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p>	
<p><u>第 40 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役の責任免除)</u></p>	
<p><u>第 41 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最</u></p>	(削除)

(別紙 2)

<p><u>低責任限度額とする。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<p><u>第 5 章 監査等委員会</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 32 条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集手続き)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 33 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発するものとする。但し、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の決議)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 34 条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合の外、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会規則)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項については、法令及びこの定款に定めのある場合の外、監査等委員会の定める「監査等委員会規則」による。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(監査等委員会の議事録)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第 36 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>
<p>第 6 章 会計監査人</p>	<p>第 6 章 会計監査人</p>
<p>(会計監査人の選任)</p>	<p>(会計監査人の選任)</p>
<p>第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>第 37 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>

(別紙 2)

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(期末配当金)

第 45 条 当社は株主総会の決議によって、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当金)

第 46 条 当社は取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 47 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社は、その支払の義務から免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付さない。

(新設)

(会計監査人の任期)

第 38 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 39 条 当社の事業年度は、毎年 2 月 1 日から翌年 1 月 31 日までとする。

(期末配当金等)

第 40 条 当社は株主総会の決議によって、毎年 1 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という）を支払う。

(中間配当金)

第 41 条 当社は取締役会の決議により、毎年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という）をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されない場合は、当社は、その支払の義務から免れるものとする。

2. 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息を付さない。

(附則)

(別紙 2)

(新設)	<p>第 1 条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p>
(新設)	<p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p>
(新設)	<p>3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>